

「特定健診受診勧奨リーフレット」の作成に係る企画提案コンペに係る選定基準

実施事業者の選定は事業に対するノウハウ、企画・デザイン性、経済性等総合的に判断する必要があるため、次の基準により選定する。

評価項目		評価内容・評価基準	評点	採点
1	企画・独創性	内容の企画・デザインはどうか。	60	
2	経済性	作成等経費はどうか。	40	
合計			100	

1. 評価及び決定

提出された企画提案書について、次の評価項目にもとづき、その内容を審査し本会保健事業検討委員会委員各々が評価した点数と、提案価格に関する評価項目により算定した点数の合算により、最も高得点の提案者を選定する。

合計得点の最も高いものが2以上ある（同点）場合、「企画・独創性点」及び「経済性点」が異なる場合は「企画・独創性点」が高いものを選定し、「企画・独創性点」及び「経済性点」が同じ場合は、くじ引きにより選定を行う。

なお、採用の最低基準は、総合評価点数が60点を超えるものとする。

2. 評価項目

- ① ◎は配点の10分の10を評価点数とする。
- ② ○は配点の10分の6を評価点数とする。
- ③ △は配点の10分の3を評価点数とする。
- ④ ×は評価点数無しとする。

3. 提案価格に関する評価項目

見積金額を評価対象とし、40点を上限に応募提案のうち最低提案価格を当該提案価格で除した値を乗じて、提案価格の得点を算定（小数点以下第3位を四捨五入）する。